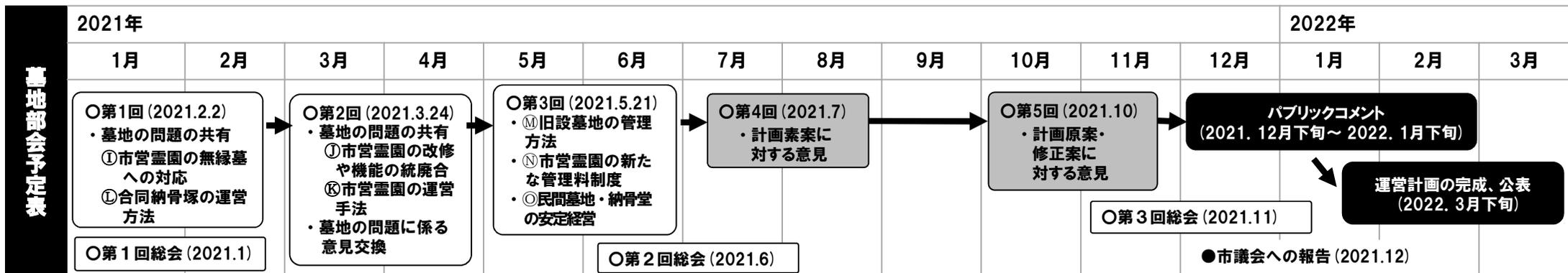


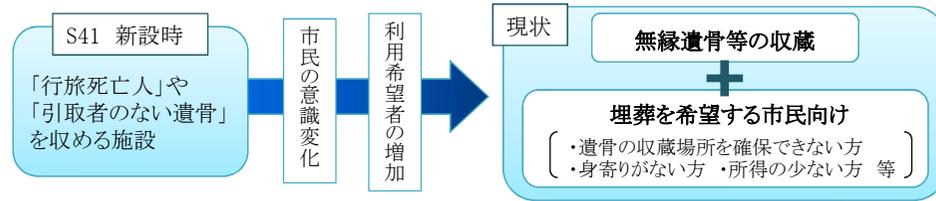
| | これまでの取組・現状の取組 | 今後の方向性 |
|----------------------|--|--|
| ①市営霊園の無縁墓への対応 | <ul style="list-style-type: none"> 平成30年度に実施した無縁化疑いのお墓に関する調査では、全体の約16% (7,253件) で無縁化が疑われるという調査結果となった。 令和2年度には、市営霊園・墓地の全使用者 (平成20年に返戻となった使用者を除く) に対して手紙を送付した結果、約4,800件が返戻となった。 ※ 12/31現在、重複分を除いた無縁化が疑われるお墓は約10,000件 (約47,000区画) <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> 墓所使用者の特定に向け、一部戸籍調査を実施 | <ul style="list-style-type: none"> 無縁墓が疑われる墓地使用者の一部に対して戸籍調査を実施 (令和2年度～) 第1回墓地部会で無縁墓への対応策についてフローチャート化し、試行実施 (令和3年度) <p style="text-align: center;">第1回墓地部会で協議</p> <p>(運営計画策定後)</p> <ul style="list-style-type: none"> フローチャート化した無縁墓対応を実施する中での問題点や、無縁墓の改葬方法や撤去に向けた手順などを整理し、将来の無縁墓を予防するための啓発を検討 |
| ②市営霊園の改修や機能の統廃合 | <ul style="list-style-type: none"> 園路の雨水排水施設、道路舗装、階段などの健全度調査を平成28年度及び平成29年度に実施 <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急性の高い箇所について、基金の残高を考慮しながら、順次改修に着手 | <ul style="list-style-type: none"> 現在の各管理事務所の利用状況や老朽化状況を踏まえ、施設のあり方 (事務所の更新、もしくは統廃合など) について検討 <p style="text-align: center;">第2回墓地部会で協議</p> |
| ③市営霊園の運営手法 | <ul style="list-style-type: none"> より効率的な維持管理と一体的な改修による経費削減、民間視点でのサービス向上等を進めるため、民間事業者との対話型調査 (サウンディング型市場調査) を実施 (令和元年度) 実施したサウンディング型市場調査では、民間事業者から委託も可能との話あり | <ul style="list-style-type: none"> 他都市の状況を踏まえながらサービスアップの可能性について検討 <p style="text-align: center;">第2回墓地部会で協議</p> <p>※ 札幌市同様、運営手法を検討していた神戸市と北九州市は直営を継続 (令和3年度)</p> |
| ④合同納骨塚の運用方法 | <ul style="list-style-type: none"> 合同墓に対する市民ニーズを踏まえ、引取者のいない遺骨 (平岸霊園で保管) で、市外在住者の親族が遺骨を引取り、合同納骨塚の利用を希望する場合は、例外的に使用を許可 (令和2年度) | <ul style="list-style-type: none"> 所得の少ない人や身寄りの無い人のお墓という市営霊園が担うべき役割と合葬墓に対する市民ニーズを踏まえ、利用対象者の見直しを検討・整理 <p style="text-align: center;">第1回墓地部会で協議 今回の部会で再協議</p> <p>協議事項: 合同納骨塚受入及び合同納骨塚新設に係る考え方について</p> |
| ⑤旧設墓地の管理方法 | <ul style="list-style-type: none"> 旧設墓地使用者が望む維持管理レベルなどについて、アンケート調査を実施 (令和2年度) | <ul style="list-style-type: none"> 現状、墓地使用者から管理料を徴収していないことから、最低限の維持管理しかできていない状況を踏まえ、安定的な維持管理の実現に向け、旧設墓地の管理方法を検討 <p style="text-align: center;">今回の部会で協議</p> |
| ⑥市営霊園の新たな管理料制度 | | <ul style="list-style-type: none"> 現状、20年を経過した墓地使用者から追加の清掃手数料をいただけていないため、安定的かつ永続的な運営のため、再度の徴収を検討 <p style="text-align: center;">今回の部会で協議</p> |
| ⑦民間墓地・納骨堂の安定経営に向けた指導 | | <ul style="list-style-type: none"> 公益法人が経営する墓地や一定規模以上の納骨堂の財務状況の確認 安定運営に不安がある者等に対する指導方法の検討 <p style="text-align: center;">今回の部会で報告</p> |



1 合同納骨塚の経緯及び今後の利用条件について

(1) 合同納骨塚設置(増設)の経緯

| | |
|----------|---------------------------------|
| 昭和41年10月 | 山鼻墓地の移転改葬に伴う無縁遺骨等の安置(収蔵)場所として新設 |
| 昭和63年08月 | 無縁遺骨等及び埋葬を希望する市民向けの施設として新設 |
| 平成26年12月 | 利用希望者が大幅に増加し飽和状態になったため増設 |



(2) 札幌市合同納骨塚の利用条件の見直し(案)

(位置付け)

遺骨がさまよう等の回避や最小限化を図る目的で、「身寄りがいない方」や「所得の少ない方」等、お墓がないことで遺骨を埋葬できずに困窮している札幌市民のために安全・安心を提供していく施設。

(利用条件)

ご親族の遺骨を管理する札幌に住所を有する方

(遺骨の受入範囲拡大に関する意見)

「親族等、納骨の手続きをする方が札幌市以外に在住している場合でも、札幌市民として亡くなった方の遺骨を受け入れられるようにしてほしい。」

(札幌市火葬場・墓地のあり方基本構想パブリックコメント、札幌市火葬場・墓地のあり方推進協議会より)

利用条件の見直しを検討

(見直しの考え方)

死者の尊厳を保つ視点、ライフスタイルの変化に対応するため、親族が札幌市民でないために利用できないとする遺骨がさまよう等の不利益を解消

(補足)

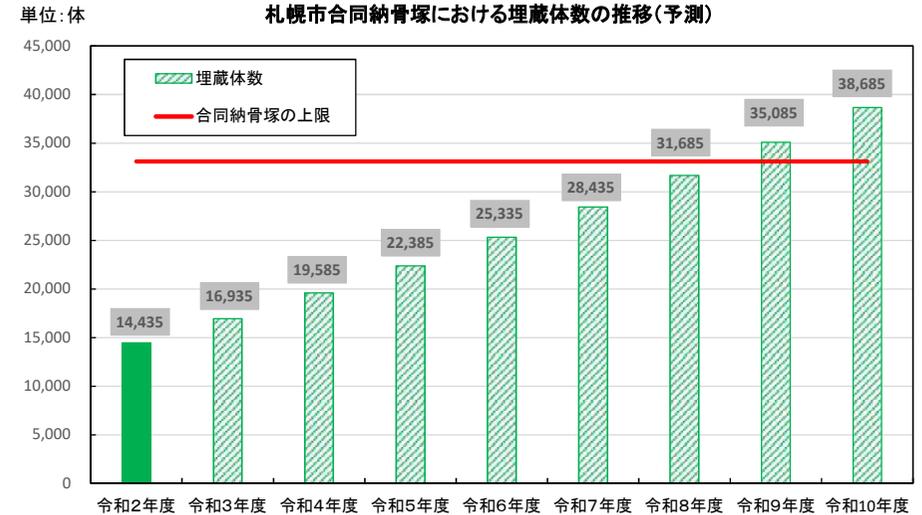
- ・次の事項については引き続き民間に委ねていく。
- ▶「永代供養」を望むニーズ(市では、今後も供養を伴わない「永代使用」を運用していく。)
- ▶個別埋葬式等の自然葬
- ▶「親族・跡継ぎがいない方」「一緒に入るお墓を持っていない方」等に対する生前予約(引取者のない遺骨については、区役所での手続き後に一定期間保管し、期限までに引取られなかった遺骨は合同納骨塚へ埋葬(無料)となる仕組みが既に市にあるため。)

(利用条件)

ご親族の遺骨を管理する札幌市に住所を有する方、もしくは、札幌市民としてお亡くなりになった方のご親族

2 札幌市合同納骨塚の利用状況を踏まえた今後の方向性

(1) 札幌市合同納骨塚の利用状況及び今後の推移(予測)



※合同納骨塚の上限値については、埋蔵体数と使用カロット数より33,120体と推測

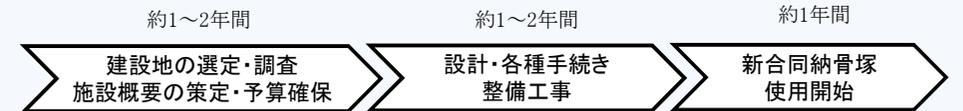
※令和3年度以降は予測値(令和2年度は約2,350体。過去5年間の平均増加数から年150体増加と予測)

(2) 今後の方向性

札幌市合同納骨塚は、「遺骨がさまよわない」等の回避を目的としており、「身元不明の遺骨」「引取者のない遺骨」等、民間施設では対応が難しい部分を担っている。また、多死社会を迎えるにあたり、更なる合同納骨塚の利用が増加すると予測され、お墓のセーフティーネットとして必要不可欠な施設である。

現在の合同納骨塚は、令和9年度中に上限を迎えることと推測される。また、令和2年度より引取者のない遺骨の保管年数短縮が開始され、更に遺骨の受取範囲拡大を見直した場合、令和8年度中にも上限に達する可能性がある。埋蔵できない方を生じさせないため、下図のとおり何かしらの対策について検討を開始する。

合同納骨塚新設に係る必要年数



新しい合同納骨塚を整備する際は、遺骨の収蔵場所を確保できない方や墓じまい等の希望者に対して、受益者負担の考え方を整理する必要がある。

<協議事項>

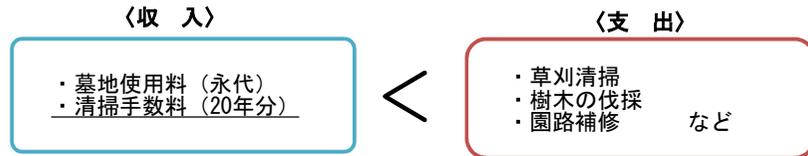
- ① 札幌市の合同納骨塚受入に関する考え方について
- ② 合同納骨塚新設に係る考え方等について

1 概要

札幌市では、墓地需要の高まりを受け昭和16年から昭和48年までの間に、平岸霊園、里塚霊園、手稲平和霊園を造成し、約41,500区画の墓地を市民に提供してきました。
市営3霊園においては、墓地使用許可時に墓地使用料（永代）と共用部分の清掃手数料（20年分）を一括徴収し、これらを取り崩しながら維持管理を行っております。

2 問題点

墓地使用料と清掃手数料の使い道は主に草刈清掃や樹木の伐採、園路補修等に充てられております。3霊園の開所からかなりの年月が経過し、補修や老朽箇所が増えてきたため、かかる費用が増加しております。このまま園内の維持管理等を継続した場合、いずれ基金が枯渇してしまう状況です。（参考3）



3 問題点の解決方法

問題点の解決方法としては、霊園の維持管理に係る費用を抑制しサービスの質を落とす方法も考えられますが、安全性への懸念や、景観の悪化等が予想されるため現実的ではありません。
市営霊園を安全かつ持続的に運営するため、墓所の使用開始時のみ20年分を徴収している清掃手数料について、徴収額や頻度等を見直した管理料制度の導入が必要となっております。
また、修繕費を別途徴収する考え方もありますが、新たな費用の負担と感じられることから、20年を経過した市営霊園の使用者から清掃手数料を徴収する方法を考えております。

| 対策の方向性 | 対応策 | 備考 |
|--------|------------------|-----------------------------|
| 収入増 | 20年を経過した清掃手数料の徴収 | ・現状の仕組みを延長し、対応可能 |
| | 修繕費の徴収 | ・新たな枠組みを構築する必要有 ・さらなる負担増 |
| 支出減 | 維持管理費の見直し | ・提供するサービスの質の低下 |

4 管理料制度の見直し

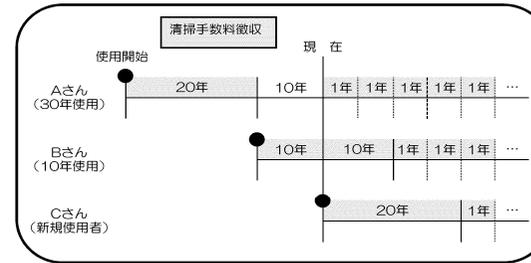
管理料制度を見直し、20年を超過している墓地使用者（39,650区画・全体の約95%の区画）から清掃手数料を徴収することを想定し、3案を下表に示しております。
新たに管理料が徴収できれば、老朽化した里塚霊園管理事務所の建替えや3霊園の園路補修など、安心安全な施設整備の着手も検討できます。
また、制度の見直しを行う際には、清掃手数料という名称も適切かどうか検討します。

＜20年を経過した清掃手数料の徴収頻度＞

| 徴収頻度 | 平均徴収額 | メリット | デメリット |
|------|---------|------------------------------|--|
| 5年 | 35,000円 | ・収納管理の負担軽減 | ・無縁墓予防に対応し難い ・一括納付のため負担感が大きい |
| 3年 | 21,000円 | ・負担感が比較的小さい | ・無縁墓予防の効果が薄い |
| 1年 | 7,000円 | ・無縁墓予防に対応しやすい ・負担感の程度は小さい | ・収納管理及び滞納整理等の事務処理負担が大きい ・徴収事務に係る費用が多額 |

＜参考1＞

＜新たな清掃手数料の徴収イメージ＞
（1年徴収の場合）



＜参考2＞

＜他都市の管理料の徴収状況＞

| 徴収頻度 | 都市数 | 都市名称 |
|------|-----|---------------------------|
| 5年 | 1市 | 浜松市 |
| 1年 | 16市 | 静岡市、広島市、神戸市、名古屋市、千葉市、仙台市等 |
| 徴収なし | 3市 | 北九州市、熊本市、札幌市（使用許可時のみ徴収） |

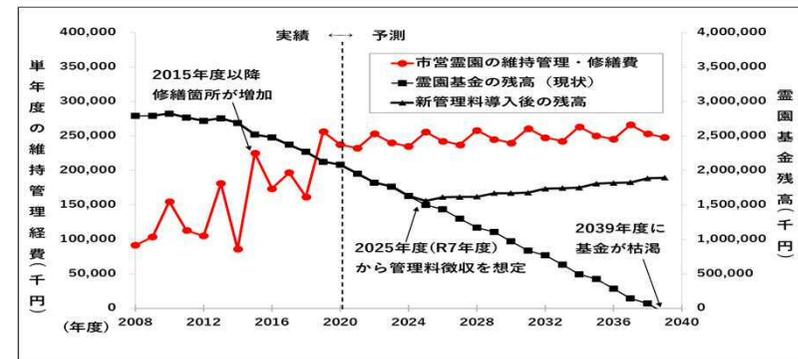
＜毎年管理料を徴収している他都市との比較＞

| 都市名 | 区画数 | 職員数 | 職員一人当たりの区画数 |
|-----|-----------|------|----------------------|
| 札幌市 | 約48,000区画 | 職員8人 | 6,000区画 |
| 静岡市 | 約10,000区画 | 職員4人 | 3,500区画 |
| 広島市 | 約13,000区画 | 職員4人 | ※ 区画数及び職員数がわかる6都市の平均 |

※ 他都市の職員1人当たりの平均受け持ち区画数から3,500区画から推測すると、毎年管理料を徴収するためには、札幌市では14名の職員が必要（※ 一人当たり平均職員費 7,200千円）

＜参考3＞

● 市営霊園の維持管理・修繕に係る経費と霊園基金の残高の推移について



※ 見直し後の管理料徴収は、2025年度（令和7年度）から清掃手数料「194,000千円」を歳入として、また、徴収頻度は1年毎として試算した。

● 参考【年間歳入（20年を経過した清掃手数料の徴収分）】

1区画あたりの現状の平均清掃手数料7千円 × 20年以上経過 39,650区画 × 収納率70%
≒ **194,000千円** ※ 1㎡当たりの清掃手数料 1,290円

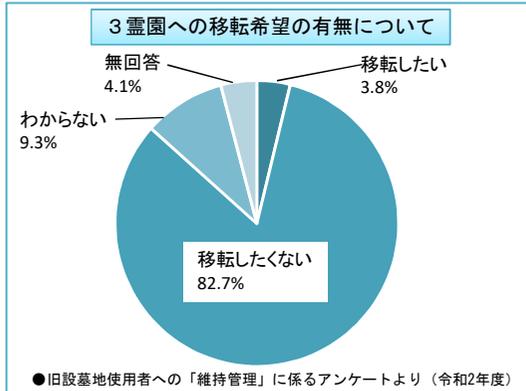
＜協議事項＞

- 市営霊園の使用許可を得てから20年を経過した墓地使用者から清掃手数料を徴収することについて
- ①の徴収頻度について

1 概要

札幌市内・外に17か所ある旧設墓地は、明治期に地域の住人により自然発生的に作られた埋葬地を始まりとしています。その後、昭和期に入り地域での維持管理が困難になったことから、札幌市が旧設墓地の管理を引き継ぐこととなり現在に至っております。

2 問題点



82.7%の方が「移転したくない」と回答

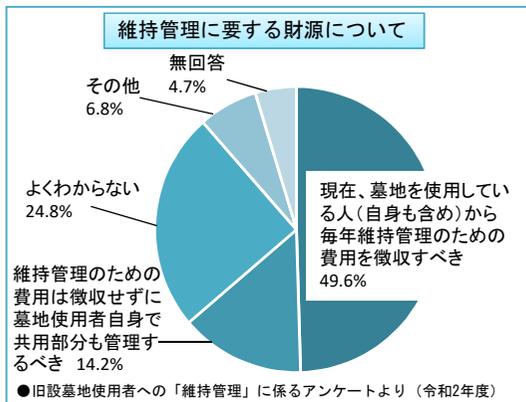


今後も旧設墓地の運営を継続する必要があると考えられる。

<運営を継続する際の問題点等>

- ・墓地使用許可時に墓地使用料と共用部分の清掃手数料を徴収せず墓地の維持管理を行っている。
- ・年間約2,300万円の経費(令和2年度決算)を全て市税にてまかなっていることから、市営霊園との不均衡が生じている。

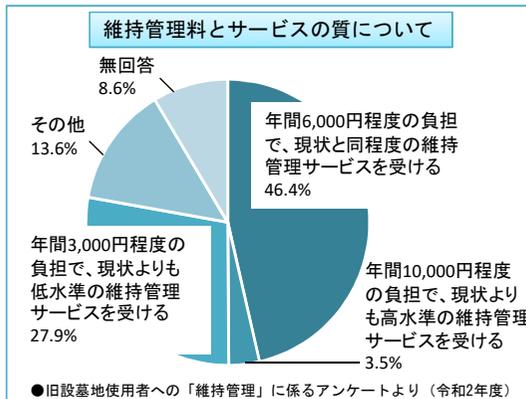
3 維持管理に要する財源確保



「墓地使用者から毎年維持管理費用を徴収すべき」が49.6%と最も高い回答

その他、「今まで支払っていないため、費用徴収への抵抗感がある」「自身で細目に管理しているため、管理費徴収は不要」との意見あり

4 維持管理料の徴収



「年間6,000円程度の負担で、現状と同程度の維持管理サービスを受ける」が46.4%と最も高く、次に「年間3,000円程度の負担で、現状よりも低水準の維持管理サービスを受ける」が27.9%の回答

その他、「家庭負担を増やすことは考えられない」「高齢になっており金銭に余裕がないため、年間6,000円は高額なので無理」「半額分は、これまで同様負担してほしい」「墓域の規模(面積)によって費用負担額を設定すべきである」との意見もあり

【維持管理料】

維持管理料の算出としては、札幌市が整地を行った市営霊園と違い、使用許可面積が確かではないため、旧設墓地17か所に要する1年間の維持管理費を旧設墓地使用者数で頭割りして算出しております。

なお、令和2年度の年間維持管理費は「22,680,000円」となっており、主な業務内容は下記のとおりです。

- ・草刈業務
- ・危険木伐採業務
- ・設備修繕業務(水栓)

<<1区画あたりの年間維持管理料>>

令和2年度の年間維持管理費 22,680,000円 / 旧設墓地使用者5,201人 / 収納率70%
= 6,229円 ≒ 6,000円

① 維持管理料の徴収について

| 手法 | メリット | デメリット |
|-------|---|---|
| 徴収しない | — | <ul style="list-style-type: none"> ・維持管理料の市税負担が継続する。 ・市営霊園との不均衡が継続する。 |
| 徴収する | <ul style="list-style-type: none"> ・市税負担が軽減される。 ・市営霊園との不均衡が解消される。 | <ul style="list-style-type: none"> ・旧設墓地使用者の費用負担が発生する。 |

<<参考1>> アンケートにおける維持管理料の水準

| 維持管理料(年間) | メリット | デメリット |
|-----------|--|---|
| 10,000円 | <ul style="list-style-type: none"> ・現状より質の高い維持管理を提供することができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・使用者の負担感が大きい。 |
| 6,000円 | <ul style="list-style-type: none"> ・使用者の負担感が比較的小さい。 ・現状と同程度の維持管理を実施することができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・(3,000円と比較した場合)使用者の負担感が比較的大きい。 ・(10,000円と比較した場合)維持管理の質が向上しない。 |
| 3,000円 | <ul style="list-style-type: none"> ・使用者の負担感が小さい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・市税負担が発生する。 ・現状より維持管理が低水準となる。 |

<<参考2>> 維持管理料の徴収頻度

維持管理料の徴収頻度については、市営霊園に合わせる。

<協議事項>

- ① 旧設墓地を継続することについて
- ② 旧設墓地使用者から維持管理料(清掃手数料)を徴収することについて

1 民間墓地と納骨堂の経営

(1) 墓地や納骨堂に係る経営許可

墓地、納骨堂を営もうとする者は、墓地、埋葬等に関する法律第10条に基づき、札幌市長の許可を受けなければならない。

(2) 適正かつ安定した経営を確保する必要性

民間墓地と納骨堂は、いずれも札幌市長の許可を得て運営しているもので、これらが安定的な運営を維持できなくなると、その利用者が大きな不利益を被ることになる。そのため、これら民間墓地と納骨堂の適正かつ安定した経営を確保する必要がある。

2 墓地や納骨堂に係る経営状況報告

(1) 墓地や納骨堂に係る経営状況報告制度

ア 概要

札幌市墓地等の経営の許可等に関する条例では、適正かつ安定した経営を確保するため、公益法人が経営する墓地や一定規模以上の納骨堂等の財務状況について、毎年度の報告を義務付けている。

イ 対象となる事業者・報告書類

| | 書類名称 | 墓地を営む公益法人 (対象:3法人) | 公益型納骨堂 (対象:3法人) | 500壇以上の納骨堂を営む宗教法人 (対象:67法人) |
|------|---|-----------------------|--------------------|--------------------------------|
| 提出書類 | 墓地の経営状況報告書 | ○ | — | — |
| | 公益型納骨堂の経営状況報告書 | — | ○ | — |
| | 納骨堂の設置数及び利用状況報告書 | — | — | ○ |
| 添付書類 | 前年度の正味財産増減計算書 | ○ | ※ | ※ |
| | 前年度の収支計算書 | ※ | ※ | ※ |
| | 前年度末における財産目録 | ○ | ○ | ○ |
| | 前年度末における貸借対照表 | ○ | ※ | ※ |
| | 前年度末における財産目録及び貸借対照表に記載されている預貯金を金融機関において保有していたことが確認できる書類 | ○ | ○ | — |

※…作成している場合に限る。

(2) 現在の課題と今後の方向性

ア 課題

安定経営に不安のある者に対する指導方法の検討が必要

イ 今後の方向性

(1)の安定経営に不安がある者などに対し、札幌市墓地等財務状況審議会に経営状況報告書を確認していただきながら、改善に向けた指導方法を検討していく。

札幌市墓地等財務状況審議会への諮問

札幌市墓地等財務状況審議会は、札幌市墓地等の経営の許可等に関する条例第25条第2項に基づき、市長から諮問を受けた事項について調査審議し、意見を述べる必要がある。

札幌市墓地等財務状況審議会

○ 位置づけ

札幌市墓地等の経営の許可等に関する条例第25条に基づく附属機関

○ 役割

墓地等を営もうとする者等の財務の状況等の調査審議を行う。

○ メンバー

申請者等の財務状況の審査には、専門的な知識が必要であることから、法律や財務の学識経験者である弁護士、公認会計士などから5名を選任。

| 氏名 | 役職など |
|--------|-----------------------|
| 倉知 直美 | 公認会計士(はまなす公認会計士共同事務所) |
| 辻村 英樹 | 中小企業診断士 |
| 藤田 絵理子 | 不動産鑑定士(藤田絵理子鑑定士事務所) |
| 松村 史穂 | 北海道大学大学院経済研究院 准教授 |
| 山上 晃広 | 弁護士(池田・山上法律事務所) |

○ 開催

審議案件に応じて月1回程度開催

3 参考条文－札幌市墓地等の経営の許可等に関する条例(平成29年3月31日条例第18号)

(1) 墓地や納骨堂に係る経営状況報告

(経営状況の報告)

第21条 次に掲げる者は、毎事業年度開始の日から4月以内に、規則で定める書類を添付して、市長に墓地又は納骨堂の経営状況について報告を行わなければならない。

- 宗教法人法第6条に規定する事業として墓地又は納骨堂を営む宗教法人
- 規則で定める数以上の納骨壇を設置する納骨堂を営む宗教法人(前号に該当する者を除く。)
- 墓地を営む公益法人

(2) 墓地等財務状況審議会

(墓地等財務状況審議会)

第25条 市長の諮問に応じ、墓地等を営もうとする者(現に営む者を含む。)の財務の状況等を調査審議するため、札幌市墓地等財務状況審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長から諮問を受けた事項について調査審議し、意見を述べる。

3 審議会は、委員5人以内をもって組織する。

4 委員は、法律又は財務に関して学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。